

制 定 日	平成 28 年 4 月 1 日
改 訂 日	令和 2 年 2 月 1 日
施 行 日	令和 2 年 2 月 1 日
版 数	第 3 版

## 加入金の徴収及び免除に関する事務取扱要領

群馬東部水道企業団

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬東部水道企業団給水条例（平成28年条例第21号。以下「条例」という。）第31条で定める加入金及び条例第32条に定める料金等の減免により、水道事業の管理者の権限を行う企業長（以下「企業長」という。また、企業長不在の場合は「企業長職務代理者」と読み替える）が、加入金を徴収又は免除することができる場合についての事務執行に必要な事項を定めるものとする。

(加入金)

第2条 加入金とは、企業長が水道施設の新規整備、拡充を実施していく際の事業費用の一部負担を水道加入者（新規利用者）に求めるもので、新規整備・拡充施設に係る現水道使用者と新規利用者との受益の公平を図ることを目的として徴収する水道加入者分担金であり、料金の高額化を抑制しつつ、一定の給水サービスを確保するための措置である。

(加入金対象のメーター)

第3条 加入金の対象となる水道メーターは、企業長が水道加入者に貸与する水道メーターに限るものとする。

(加入金納付のみなし)

第4条 企業長は、加入金制度新設（昭和48年5月1日）以前の給水装置について、条例で定める水道メーターの口径に応じた加入金の納入を受けていないことを台帳等により確認できた場合については、給水装置工事の施工基準（以下、「施工基準」という。）5. 1.、6. (1)及び7. の規定を適用するものとする。ただし、企業長が公益上その他の理由により特に配慮すべき事例であると判断した場合はこの限りではない。

2 加入金制度設置以後、水道に加入したときそのメーターの口径に応じた加入金を納入した者は、条例等改正に基づき現行条例で定めるメーター口径に応じた加入金を納入したものとみなす。

(加入金の徴収)

第5条 企業長は、給水装置を新設するとき加入金を徴収する。

2 企業長は、給水装置を改造しようとする場合で、次の各号に該当するとき、加入金を徴収する。

(1) 水道メーターの口径を増径するとき。

(2) 同一敷地内にある複数の給水装置を統合して、同じ敷地内に一つの給水装置とする場合で、改造前（従前）の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と改造後の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金額を比較して、改造後の加入金額が多いとき。

(3) 同一敷地内の一つの給水装置を分割して、同じ敷地内に複数の給水装置とする場合で、改造前（従前）の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金額と改造後の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、改造後の加入金合計額が多いとき。

3 企業長は、給水装置撤去工事申込みと同時に新設工事の申込みがなされ、従前の給水装置が廃止（撤去工事の完了）された場合で、次の各号に該当するとき、加入金を徴収する。

(1) 撤去工事を施工した給水装置の水道メーターの口径より増径して新設するとき。

(2) 撤去工事を施工した同一敷地内にある複数の給水装置を統合して、同じ敷地内に一つの給水装置として新設する場合で、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と新設する給水装置の水道メーターの口径に係る加入金額を比較して、新設の加入金額が多いとき。

(3) 撤去工事を施工した同一敷地内の一つの給水装置に換えて、同じ敷地内に複数の給水装置として新設する場合で、従前の水道メーターの口径に係る加入金額と新設する給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、新設の加入金合計額が多いとき。

(加入金の額)

第6条 企業長が徴収する加入金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 新設のときは、条例第31条第1項第1号で定めるとおりとする。

(2) 水道メーターの口径を増径するときは、増径の水道メーターの口径に係る加入金の額から、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金の額を控除した額とする。

(3) 複数の給水装置の数量を変更するときは、新設の給水装置の水道メーターに係る加入金の合計額から、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金の合計額を控除した額とする。

(加入金の納入時期)

第7条 企業長が徴収する加入金は、工事着手前に納入することを原則とするが、その納入時期を次の各号のとおり定めて、これが拒否されたとき企業長は、当該工事の承認を取り消す。

- (1) 給水装置工事申込書の内容及び設計審査結果（工事の承認）の交付と同時に、その時発行する納入通知書をもって納入すること。
- (2) 給水装置工事申込後、設計変更等により加入金に増額が生じた場合、変更の申込み設計書が提出されその変更工事の承認と同時に、その時発行する増額の根拠内容を記載して発行する納入通知書をもって納入すること。
- (3) 給水装置工事申込後、設計変更等により加入金に減額が生じた場合、変更の申込み設計書が提出されたとき、企業長は、その変更工事の承認と同時に当初発行の納入通知書を破棄して、これに記載の金額を申請者に戻入する手続きを開始する。

また、変更工事の承認と同時に、減額が生じた水道メーターの口径に係る加入金額により新たに発行する納入通知書をもって納入すること。

(加入金の還付)

第8条 既納の加入金は、給水装置の撤去及び水道メーターの口径に減径が生じた場合においても返還しない。ただし、給水装置工事を申込み、工事の承認後に企業長による工事中止の指示を受け、当該工事の取消しが決定された場合、又は工事申込者が工事の承認後に給水装置工事申込みの取り止め届（別記様式第1号）を提出し、企業長がこれを受理できた場合はこの限りではない。

(加入金の免除)

第9条 企業長は、給水装置に次に掲げる改造をする場合は、加入金の納入を免除する。

- (1) 水道メーターの口径が同じか、又は減径するとき。
  - (2) 同一敷地内にある複数の給水装置を統合して、同じ敷地内に一つの給水装置とする場合で、改造前（従前）の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と改造後の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、改造後の加入金合計額が同じか、又は少ないとき。
  - (3) 同一敷地内の一つの給水装置を分割して、同じ敷地内に複数の給水装置とする場合で、改造前（従前）の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金額と改造後の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、改造後の加入金合計額が同じか、又は少ないとき。
  - (4) 受水槽式で給水していたものを直結式にするとき。ただし、給水を受けていた地域全体を直結式に改造して、受水槽を撤去すること。
  - (5) 直結式で給水していたものを受水槽式にするとき。ただし、給水を受けていた地域全体を受水槽式に改造すること。
- 2 企業長は、給水装置撤去工事申込みと同時に新設工事の申込みがなされ、従前の給水装置が廃止（撤去工事の完了）された場合で、次の各号に該当するとき加入金納入を免除する。
- (1) 撤去工事を施工した給水装置の水道メーターの口径より、新設給水装置の水道メーターの口径が同じか、又は減径するとき。
  - (2) 撤去工事を施工した同一敷地内にある複数の給水装置を統合して、同じ敷地内に一つの給水装置として新設する場合で、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と新設する給水装置の水道メーターの口径に係る加入金額を比較して、新設の加入金額が同じか、又は少ないとき。
  - (3) 撤去工事を施工した同一敷地内の一つの給水装置に換えて、同じ敷地内に複数の給水装置として新設する場合で、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金額と新設する給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、新設の加入金合計額が同じか、又は少ないとき。
- 3 企業長は、給水装置の新設の申込みがなされ、従前（既設）の給水装置がその施工基準に基づき、企業長の施設した配水管から分岐して水道メーターまで施工されていることを給水台帳等で確認できた場合で、次に該当するとき加入金を免除する。
- (1) 従前の給水装置の水道メーターの口径より、新設の水道メーターの口径が同じか、又は減径するとき。
  - (2) 同一敷地内にある複数の給水装置を統合して、同じ敷地内に一つの給水装置として新設する場合で、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と新設する給水装置の水道メーターの口径に係る加入金額を比較して、新設の加入金額が同じか、又は少ないとき。ただし、撤去不要を申し出た

「給水装置の施工基準適合」の給水装置以外は廃止の対象となる。

- (3) 同一敷地内の一つの給水装置に換えて、同じ敷地内に複数の給水装置として新設する場合で、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金額と新設する給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、新設の加入金合計金額が同じか、又は少ないとき。ただし、撤去不要を申し出た「給水装置の施工基準適合」の給水装置からの分岐による新設配管は認めない。

- 4 企業長は、各項の加入金を免除するため、加入金納付免除申請書（別記様式第2号）に該当の項号とその他必要事項を記入させて提出させる。

（水道の廃止）

第10条 水道加入者（給水装置所有者）がその給水装置の使用を永久に止めるときは、企業長の布設した配水管から給水装置の施工基準のとおり切り離して、当該給水装置を撤去しなければならない。

なお、この場合は、群馬東部水道企業団給水条例施行規程（平成28年群馬東部水道企業団企業管理規程第11号。以下「施行規程」という。）に規定された、給水装置撤去工事申込書（様式第2号）にて、申込みをしなければならない。

- 2 企業長は、前項の申込みを受理して、当該給水装置の撤去とそれに貸与していた水道メーターの返却を確認したとき、申込書記載の給水装置を廃止と認め、水道加入の際に承認した給水装置申込書記載内容（設計審査に要した図書類等の内容を含む）を失効させる。

（廃止の時期）

第11条 企業長は、第5条第3項及び第9条第2項にある新設工事の施工に係る既設給水装置の撤去工事について、次に掲げる場合はその時期及び期間を調整する。

- (1) 新設工事の給水装置から支分引用（仮設分岐）して、当該工事その他の理由により「臨時用水」の申請を同時に行う場合。（新設給水管分岐工事と既設給水管撤去工事は同日同時施工とすることができる。）  
(2) 公共工事等による家屋等の移転に係る新設工事については、公共事業であることの証明書等の確認により、撤去工事の施工を相当期間延期することを認めた場合。  
(3) 学校・病院・公民館等の公共施設等の建替えについてはその理由書をもって、新設分岐工事と既設撤去工事の施工時期の協議が整った場合。

（廃止の保留）

第12条 企業長は、給水装置所有者が水道の廃止のために撤去工事の施工を完了した給水装置の「水道メーターに関する記録」を給水装置撤去工事台帳（様式第3号）に記載し、この台帳を保管して当該水道の廃止（当該メーター口径における水道加入をしていたとする事実の失効）を保留することができる。

（廃止を保留した水道メーターの再使用）

第13条 企業長は、前条に基づいて廃止を保留したものに係り、次の各号に掲げる事項を満したときは、その再使用を認める。

- (1) 新設又は改造工事の給水装置が属する土地または主たる建築物が、台帳記載の給水装置所有者であるとき  
(2) （工事申込みと同時に免除申請及び口径を減径する場合）水道メーター口径変更願（様式第4号。以下「口径変更願」という。）を提出したとき

- 2 前項につき、所有者の継承がある場合は、施行規程に規定された給水装置所有者変更届（様式第12号）を、工事申込みと同時又はそれ以前に提出しなければならない。

- 3 台帳記載の水道メーターの口径と同じか、増径又は減径をして、給水装置の新設又は改造工事を申込みときは、第5条から第9条までの規定における「従前の給水装置の水道メーターの口径」及び「改造前（従前）の給水装置の水道メーターの口径」を、「台帳記載の廃止保留の水道メーターの口径」と読替えて適用する。

（廃止保留の消滅）

第14条 企業長は、以下の理由により「廃止の保留」を消滅させ、給水装置撤去工事台帳記載の口径に係る水道メーターの再使用を認めない。

- (1) 企業長は、廃止を保留した台帳記載の給水装置所有者の所在が6か月以上不明であることが確認できた場合は、条例第37条を準用して、この「廃止の保留」を消滅させることができる。
- (2) 企業長は、廃止を保留した台帳記載の給水装置所有者の死亡が確認できたときは、当該「廃止の保留」を消滅させることができる。
- (3) 企業長は、第10条の給水装置工事撤去申込書が提出された廃止の保留措置がなされている給水装置が、当該工事の不履行等により元の所在地に残存していることが判明した場合、撤去工事申込日に遡って廃止の保留を消滅させるとともに、申込書記載の撤去工事事業者に適切な処置を命じる。

(水道メーターの口径変更)

第15条 企業長は、給水装置の水道メーターの口径変更をするとき次の各号に掲げるとおり処理する。

- (1) 給水装置を撤去又は改造して、従前の水道メーターの口径より減径するか、又は水道メーターに係る加入金の額が少なくなる給水装置を新設したときは、従前の給水装置の水道メーターに係る加入金の余剰分を消滅させる。
- (2) (1)の口径変更は、水道メーター口径変更願(別記様式第4号)を提出して願い出ることとする。

(給水装置の統合又は分散)

第16条 企業長は、給水装置撤去工事申込みと同時に新設工事の申込みがなされた場合においても、一つの給水装置を複数の建築物工事用地等へ分散させ、又は複数の建物又は土地の常用に供する給水装置を一つに統合させるような工事は認めない。

- 2 企業長は、廃止を保留した台帳記載の内容の水道メーターを再使用して新設工事の申込みを行う場合においても、一つの廃止保留の台帳記載の水道メーターを複数の建築物工事用地へ分散させ、又は複数の廃止保留の台帳記載の水道メーターを一つに統合させるような工事は認めない。
- 3 上記各項については、企業長が公益上特別なる理由書等の提出により、特に配慮すべきと判断でき得る場合は協議に応じる。

(協議)

第17条 この要領に記載のない事項等について加入金を徴収する場合又は加入金を免除する場合は、その当事者と企業長との協議により、これを決定する。

附 則(平成28年4月1日 制定)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成28年4月1日より施行し、施行日当日申請から適用することとする。

附 則(平成29年4月1日 改訂)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年4月1日より施行し、施行日当日申請から適用することとする。

附 則(令和2年2月1日 改訂)

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年2月1日より施行し、施行日当日申請から適用することとする。